

平成 21 年 2 月 20 日

各 位

株式会社アッカ・ネットワークス  
代表取締役社長 須山 勇  
(コード番号：3764)

問合せ先 財務経理部長 本多 誠一  
電話 03-4335-3727

## 定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 20 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 9 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券電子化）されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定は不要となりましたので、その削除を行うものであります（現行定款第 7 条、変更案第 7 条第 3 項、変更案第 8 条）。なお、現行定款第 7 条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法律施行日を効力発生日として、定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。
- ② 株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの期間における経過的な措置が必要なことから、附則に移設して所要の規定を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 21 年 3 月 27 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 21 年 3 月 27 日

以 上

(別紙：定款変更の内容)

現行定款	変更案
<p>第7条(株券の発行)  <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条(株主名簿管理人)            1 当社は、株主名簿管理人を置く。            2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。            3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>第7条(株主名簿管理人)            (変更なし)            (変更なし)            3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>第9条(株式取扱規程)  <u>当社の株式および株主(実質株主を含む。以下同じ)の権利行使に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>第8条(株式取扱規程)            当社の株式および株主の権利行使に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第10条～第37条            (条文省略)</p>	<p>第9条～第36条            (条数を1つずつ繰り上げ)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則            1 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>            2 <u>前項および本項は、平成22年1月6日をもって削除する。</u></p>